記　者　発　表

平成２４年１０月３０日
新　庄　河　川　事　務　所

「大規模な土砂災害」を想定した危機管理演習を実施します
～１１機関（１７部署）が一堂に会して～

新庄河川事務所では、大規模な土砂災害に対応するため、直下型地震に伴い寒河江川流域において土砂ダムが形成された等のシナリオに基づき、関係機関と一堂に会して、ﾛｰﾙﾌﾟﾚｲﾝｸﾞ（情報付与）方式※1による実践的な危機管理演習を実施します。

本演習は、関係機関との連携強化、土砂災害防止法の一部改正に基づく情報の共有・伝達、災害対応の技術力の向上を目的とします。

１．演習日時　　平成２４年１１月６日（火）１０:００～１４：００

２．実施場所　　西川町民体育館　（西川町間沢２８０）

３．参加人員　　約１５０名

４．参加機関
市町村　　：西川町、寒河江市
山形県　　：くらし安心局、県土整備部、村山総合支庁
山形県警察：県警本部、寒河江警察署
自衛隊　　：陸上自衛隊第20普通科連隊
気象庁　　：山形地方気象台
報道機関　：時事通信社、山形新聞社、ＮＨＫ山形放送局
砂防ボランティア協会
国土交通省：東北地方整備局（防災課、河川計画課）、
最上川ダム統合管理事務所、新庄河川事務所

※1現実に近い場面を想定したシナリオをあらかじめ設定した上で、参加者にはシナリオを事前には知らせずに、逐次情報を付与して、参加者が自ら行動を想定することにより、問題解決能力を習得する模擬訓練方法のことをいいます。

※第1回目は、平成22年度に大蔵村で実施し、H24.4に発生した大蔵村肘折地区の地すべり対応に大変活かされました。

※当日の気象状況等により、演習を中止する場合があります。

＜発表記者先：新庄新聞放送記者会、山形県政記者クラブ＞

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　新庄河川事務所
山形県新庄市小田島町５－５５
ＴＥＬ：０２３３－２２－０２５１（代）
副所長（砂防）　齋藤　伸哉（内線２０５）
建設監督官　　伊藤　基博（内線５０１）

平成 24 年度　寒河江川流域大規模土砂災害危機管理演習

【日　時】

平成 24 年 11 月 6 日（火）
9:30～16:00

9:30	参加者集合
9:30～10:00	直前説明、準備
10:00～14:00	危機管理演習
15:00～16:00	講評､アンケート記入
16:00～	解散後、撤収

【会　場】

西川町民体育館（西川町大字間沢 280）

【演習方法】

ロールプレイング方式（役割演技法、情報付与法ともいう）

【想定災害】

直下型地震の発生に伴い、西川町及び寒河江市内において、斜面崩落による土砂ダムが形成される､あるいは地すべり等が発生する。
また、土砂ダムは決壊により大規模土石流発生の恐れがある。

【対象地域（寒河江川流域）】



【主要演習項目】

主な主要演習項目	演習対象機関
【情報収集・伝達、関係機関との情報共有】 ○協定に基づく土砂災害情報の伝達・共有の対応（電話及び FAX）	市　町 山形県 警　察 自衛隊 気象庁 砂防ボランティア 国土交通省
【土砂ダム、地すべりの災害に対する迅速な緊急調査、緊急対策等】 ○土砂ダム、地すべりの緊急調査対応 ○土砂ダム、地すべりの緊急対策、監視観測対応の検討	
【災害対策本部、支部の適切な運営】 ○連絡調整会議（仮称）の開催（国、県、市・町の役割分担など） ○災害関連情報の内部周知	
【住民避難対応】 ○警戒避難計画の検討 ○避難準備情報⇒避難勧告・指示⇒避難所への誘導	市　町 警　察 自衛隊
【資機材支援、技術支援等】 ○協定に基づく災害対策資機材などの支援への対応	国土交通省
【報道機関に対する対応】 ○土砂災害緊急情報の一般への周知、仮想の合同記者会見の対応 ○マスコミ（プレイヤー）からの質問対応、適切な記者投げ込み対応（報道発表資料作成を含む）	市　町 山形県 警　察 マスコミ 国土交通省

【会場レイアウト】

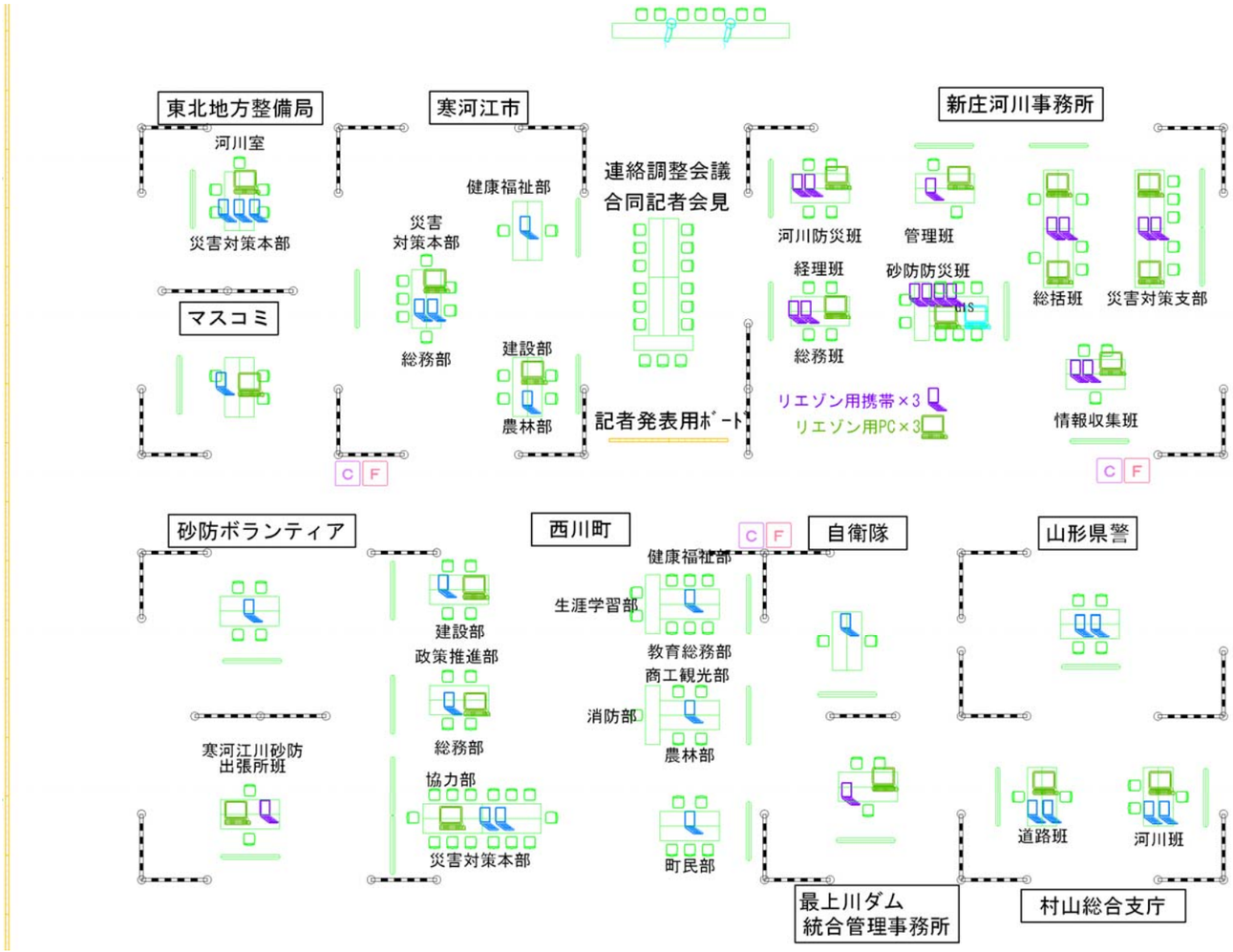

【演習参加機関】（括弧数字は兼務含む）

		プレイヤー	コントローラー	合　計
市　町	西川町	31	1	32
	寒河江市	13		13
山形県	県危機管理・くらし安心局		2	2
	県土整備部		2	2
	村山総合支庁	5		5
警　察	山形県警察本部、寒河江警察署	4	2	6
自衛隊	陸上自衛隊第 20 普通科連隊	2	1	3
気象庁	山形地方気象台		3	3
マスコミ	山形新聞社	1		1
	時事通信社	1		1
	ＮＨＫ山形放送局	1		1
砂防ボランティア	最上川・赤川水系砂防ボランティア協会	4		4
国土交通省	東北地方整備局（防災課、河川計画課）	4		4
	最上川ダム統合管理事務所	3	1	4
	新庄河川事務所	33	18	51
補助人員	砂防フロンティア		13	13
合　計		102	43	145

H23鮭川流域大規模土砂災害危機管理演習の状況


会場全景


情報の付与


土砂ダムの概略危険度の判定


（コントローラー）


プレーヤー
国土交通省


プレーヤー
真室川町


リエゾン派遣


合同対策会議


土砂ダム情報の提供


記者会見


陸上自衛隊

別　紙

●土砂災害防止法の一部改正

平成２３年５月１日に土砂災害防止法の一部改正が施行され、河道閉塞（土砂ダム）の高さがおおむね２０ｍ以上ある場合は、国土交通省が緊急調査を行い、被害が及ぶおそれがある土地の区域・時期に関する情報を関係自治体の長に通知すると共に、一般に周知することになりました。

●大規模土砂災害

大規模土砂災害とは、地震・豪雨・火山噴火等による土砂災害であって、大規模な土石流、地すべり等、天然ダム（河道閉塞）のように現象が進行性のもの、同時多発的に発生する土砂災害、火山噴火による火砕流・溶岩流・火山泥流等の大規模土砂流出やそれに伴い発生する大規模な天然ダムなど、対応に高度な技術を要するため通常の土砂災害に対する体制では限界があり、社会的な影響が甚大または被害が広範囲に及ぶおそれがあるものなど、国の役割が重要となるものをいいます。

●ロールプレイング方式

ロールールプレイング式とは、現実に近い場面を想定したシナリオをあらかじめ設定した上で、参加者（プレーヤー）にはシナリオを事前には知らせずに、演習開始後、逐次情報を付与して、プレーヤーが自ら行動を想定することにより、問題解決能力を習得する模擬訓練方法のことをいいます。

（役割演技法、情報付与法とも称されます。）

●本演習における情報の伝達手法

演習会場内に構築したＷＥＢメールシステムと、携帯電話、ＦＡＸ（手渡し）を情報伝達手段とします。

●一般見学

本演習は一般公開で行います。一般の方々も見学が自由に行えます。

■緊急調査の流れ

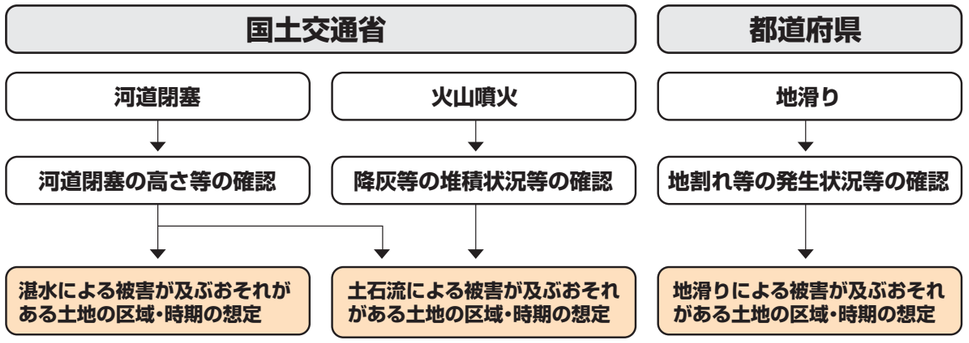

土砂災害緊急情報（法第29条）

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することとしています。

土砂災害緊急情報のイメージ（河道閉塞に起因する土石流）

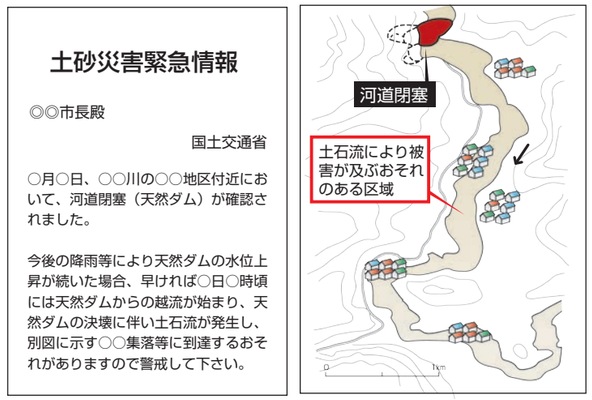

■土砂災害緊急情報の流れ

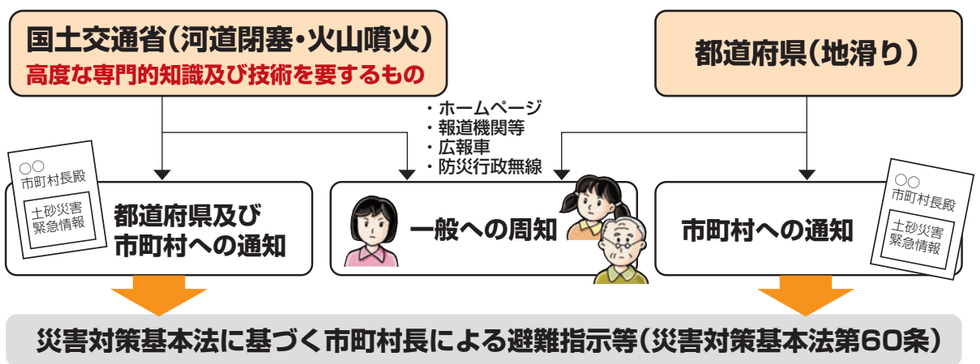

※国土交通省又は都道府県は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、国土交通省にあっては関係のある都道府県及び市町村に、都道府県にあっては関係のある市町村に随時提供することとしています。

お問い合せ先

国土交通省河川局砂防部砂防計画課　TEL:03-5253-8111（代表）



平成23年1月27日霧島山（新燃岳）の噴火　撮影：国土交通省九州地方整備局

土砂災害防止法の一部改正について

――大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化――

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正

平成23年5月1日施行

土砂災害防止法の一部改正に基づく「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の概要

■法改正の目的

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとします。

■法改正の背景

①新潟県中越地震（平成16年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）の際、多数の河道閉塞（いわゆる天然ダム）が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、緊急対策を国土交通省が支援しました。
②河道閉塞・火山噴火に起因する土石流および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、
・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶとともに時々刻々と変化するリスクの把握が必要となります。
・住民に避難指示をする権限は市町村にありますが、大規模な土砂災害の経験が少なく、避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難なため、国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要になります。

■法改正に至る経緯

平成21年12月「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言
平成22年11月 第176回国会にて成立（衆院・参院ともに全会一致）　法律公布
平成23年4月　施　行

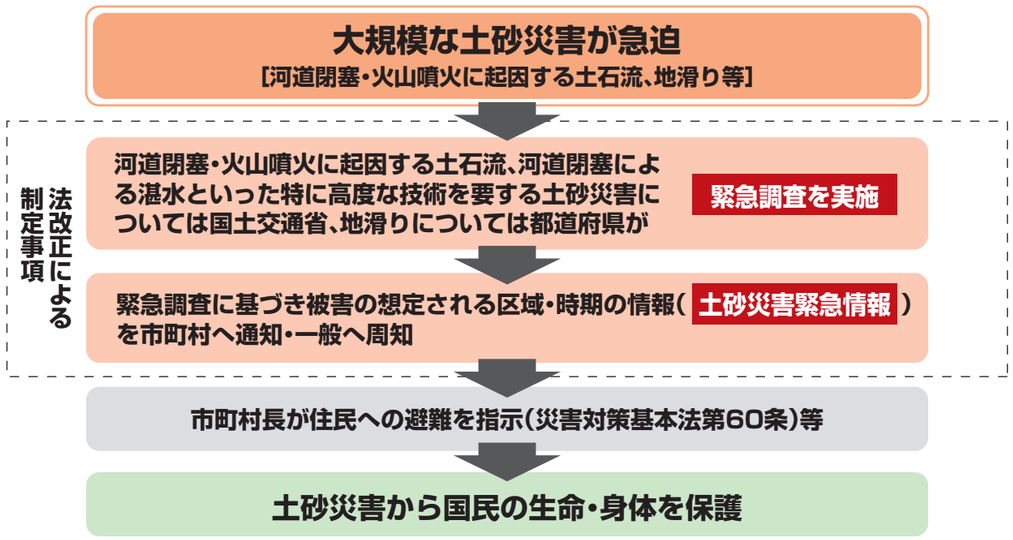

緊急調査（法第26条、27条）

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行うこととしています。

■河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流〈国土交通省が実施〉
・河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■河道閉塞による湛水〈国土交通省が実施〉
・河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■火山噴火に起因する土石流〈国土交通省が実施〉
・河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

■地滑り〈都道府県が実施〉
・地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

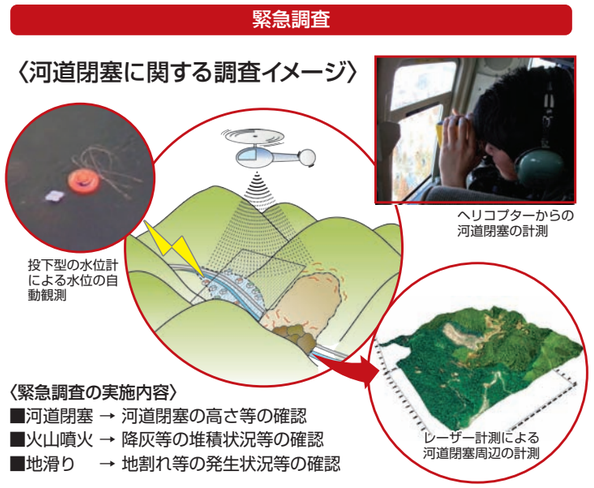

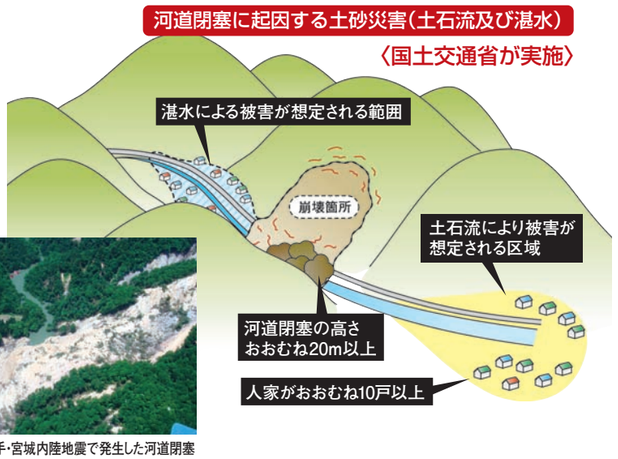

平成20年、岩手・宮城内陸地震で発生した河道閉塞



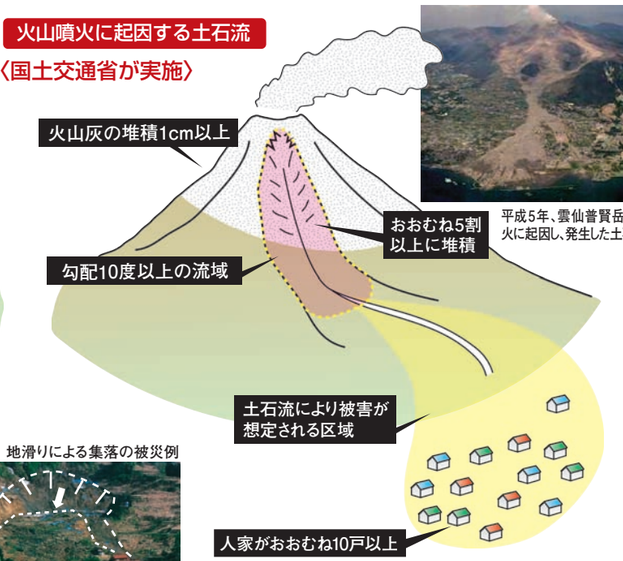

平成5年、雲仙普賢岳の噴火に起因し、発生した土石流


地滑りによる集落の被災例